

# 二本松市耐震改修促進計画



令和4年3月改定

二本松市

# 目次

はじめに .....	2
<b>1 計画の概要 .....</b>	<b>3</b>
(1) 計画の目的 .....	3
(2) 計画の期間 .....	3
(3) 計画の対象建築物 .....	3
<b>2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 .....</b>	<b>3</b>
(1) 想定される地震の規模、被害の状況 .....	3
(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定 .....	4
<b>3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 .....</b>	<b>7</b>
(1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針 .....	7
(2) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行 .....	7
(3) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 .....	7
(4) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備 .....	7
(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策 .....	8
(6) 優先的に着手すべき建築物等の設定 .....	8
<b>4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 .....</b>	<b>10</b>
(1) ハザードマップの作成・公表 .....	10
(2) 相談体制の整備 .....	10
(3) パンフレットの作成とその活用 .....	10
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導 .....	10
(5) 区長会等との連携 .....	10
<b>5 その他 .....</b>	<b>10</b>

## はじめに

平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げとなり、被害の拡大を招きましたが、このとき倒壊した住宅や建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅や建築物でした。

その後も、平成16年の「新潟県中越地震」、平成17年の「福岡県西方沖地震」、平成19年の「新潟県中越沖地震」、平成20年の「岩手・宮城内陸地震」など大規模な地震が頻発し、特に平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、マグニチュード9.0、最大震度7を観測し、2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出し、自然災害としては戦後最大の甚大な被害をもたらしました。この地震では、当市内においても、震度6弱の揺れを観測し、多数の建築物に被害が及び、建築物所有者は修繕や建て替え等、多大な負担を強いられました。

そして、その約10年後となる令和3年2月には、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強、当市では震度5強を観測する「福島県沖地震」、そして、令和4年3月には、同じく福島県沖を震源とし、当市内においても震度6弱を観測する大きな地震による被害を受けました。

このように、大規模な地震は近年続発しており、また、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。こうした地震による被害から身を守り、生活を守るためには、被害を軽減できるよう、日頃から、建築物の耐震化を重要な課題として据え、緊急的かつ優先的に対策にあたる必要があります。

本市では、平成20年3月に「二本松市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%以上とする目標を掲げ、木造住宅の耐震診断、耐震改修等の施策を実施し、耐震化の向上に努めてきましたが、先述の震災等では、多数の建築物が被災することとなりました。

今般、国、県において、新たな耐震化目標や基本的な方針が策定されたことを踏まえ、市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、今後を見据えた施策を反映した市計画の改定を行い、更なる建築物の耐震化や減災化に向け、引き続き取り組んでいきます。

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

本計画は、国の基本方針及び福島県耐震改修促進計画を踏まえ、市内の建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守ることを目的とします。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

### (3) 計画の対象建築物

本計画の対象建築物は、次に掲げるもののうち、旧耐震基準（昭和56年5月以前）により建築された次のものとします。

- ① 住宅 戸建て住宅、共同住宅及び長屋
- ② 特定建築物等 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号（以下「法」という。）」第14条第1号（多数の者が利用する学校、病院、劇場、集会所、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数3以上かつ床面積1000㎡以上のもの等）から第3号に規定する建築物

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

「福島県地域防災計画」によると、二本松市においては、「福島盆地西縁断層帯地震」が、大きな影響を及ぼす地震として想定されています。

表1に想定される地震の規模・被害の状況の概要を示します。

また、平成23年3月に発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」における二本松市の被害状況を表2に示します。

表1 定量被害想定結果の概要

想定区分	福島盆地西縁断層帯
想定地震	M7.0 W=5 km D=10 km
想定震度	最大6強
木造大破棟	11,306棟
非木造大破棟	497棟
死者(夜/昼)	840人 / 327人
負傷者(夜/昼)	4,324人 / 4,343人
避難者	51,621人

(福島県地域防災計画・震災対策編 (数値は想定影響地域の総計を示しています。))

表2 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における二本松市内の被害状況

震度（市内）		6弱
人的被害	死者	2名
	軽傷者	3名
住家被害	全壊	11棟
	半壊	475棟
	一部破損	5399棟
非住家被害	公共建築物	93棟
	その他	140棟

※福島県災害対策本部公表。死者数は災害関連死を含む。余震による被害を含む。原子力災害による被害は含まない。

## (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

### ① 住宅

本市の住宅の耐震化の状況は下表のとおり、居住世帯のある住宅約19,310戸のうち、耐震性がある住宅は約15,645戸で耐震化率は81.0%です。

想定される地震による被害想定数を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があります。福島県耐震改修促進計画を踏まえ、中間目標として、令和7年度末までに耐震性がある住宅の割合を95.0%以上に、令和12年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

表3 住宅の耐震化の状況（平成30年 住宅・土地統計調査による戸数）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④ (平成30年度)
		耐震性有③			
木造	10,142	7,008	17,150	13,496	78.6
		3,354			
非木造	1,954	206	2,160	2,149	99.4
		195			
合計	12,096	7,214	19,310	15,645	81.0
		3,549			

※住宅の総数中、建設年度不詳分については昭和55年以前と昭和56年以降の戸数で按分した。

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※旧耐震基準のうち耐震性がある住宅の割合については福島県の数値を採用した。

表4 耐震化率の目標

(%)

建築物の区分	当初計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成30年度)	中間目標 (令和7年度末)	最終目標 (令和12年度末)
住宅	60.7	81.0	95.0	概ね解消

## ② 特定建築物等

本市には、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「特定建築物」という。）が総数140棟存在し、このうち119棟（85.0%）の建築物については耐震性能を有することを確認しており、21棟（15.0%）については、耐震診断を行っていないか、又は耐震診断を行い、耐震性能が無い状況にあります。

また、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物が4棟あり、耐震性を有する建築物はありません。

法第14条第3号に規定する地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路（福島県耐震改修促進計画及び二本松市耐震改修促進計画に記載された道路に限る。）の通行を妨げるおそれのある建築物は11棟あり、耐震性を有する建築物は1棟です。

表5には、用途ごと、公共・民間の別による特定建築物の耐震化率を示しました。特定建築物の耐震化率は、平成18年度末の53.8%から大きく上昇しましたが、これは公共建築物の耐震化が集中的に行われたことが主な要因です。

公共建築物は、震災対応の拠点として、重要な役割を果たすことから、市が所有管理する特定建築物等については、令和7年度末までに概ね耐震化することを目標とします。

一方、民間建築物については、耐震化が遅れているのが現状です。想定される地震による被害想定数を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を進めていくことが重要です。市では、福島県をはじめとする関係部局と連帯し、各施設の耐震化状況の把握に努め、所有者に対する耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行い、耐震意識の向上に努めていきます。

表5 特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）

（令和3年3月現在）

区分	昭和56年6月以降の建築物 ①	昭和56年5月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (① + ③)	現状の耐震化率 (%) (令和2年度末) ⑤/④
		耐震性有③			
法第14条第1号	80	60 39	140	119	85.0
法第14条第2号	0	4 0	4	0	0.0
法第14条第3号	1	10 0	11	1	9.0
合計	81	74 39	155	120	77.4

表6 特定建築物（用途ごと）の耐震改修目標値（令和3年3月現在）（単位：上段％、下段棟）

	全体	公共建築物		民間建築物
	現況 (令和2年度末)	現況 (令和2年度末)	目標値 (令和7年度末)	現況 (令和2年度末)
特定建築物（法第14条第1号）	85.0 (119/140)	96.4 (82/85)	概ね解消	67.2 (37/55)
公益上必要な施設 (庁舎等)	100.0 (2/2)	100.0 (1/1)	—	100.0 (1/1)
学校等の施設 (幼稚園、小学校、 その他の学校等)	96.0 (48/50)	96.0 (48/50)	概ね解消	— (0/0)
劇場・集会所等の施設 (集会所等)	100.0 (9/9)	100.0 (9/9)	—	— (0/0)
病院等の施設 (病院、診療所等)	100.0 (5/5)	— (0/0)	—	100.0 (5/5)
社会福祉施設 (老人福祉センター、保育所等)	100.0 (4/4)	— (0/0)	—	100.0 (4/4)
店舗等の施設 (百貨店、遊技場等)	50.0 (1/2)	— (0/0)	—	50.0 (1/2)
ホテル・旅館等の施設 (ホテル・旅館等)	57.8 (11/19)	0.0 (0/1)	概ね解消	61.1 (11/18)
共同住宅 (賃貸住宅、寄宿舎等)	75.0 (18/24)	100.0 (14/14)	—	40.0 (4/10)
その他施設 (工場、事務所等)	84.0 (21/25)	100.0 (10/10)	—	73.3 (11/15)

### 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

#### (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

市は、建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

#### (2) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定・実行

住宅の耐震化を一層促進し、市民の安全・安心を確保するために、具体的な行動計画となる「二本松市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、各種施策を実施します。アクションプログラムで位置づけた取り組みの達成状況について、毎年度検証を行い、公表します。

#### (3) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

市は、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について積極的に普及啓発に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制優遇に関する情報を提供し、建築物の耐震化の促進を図ります。

##### ①木造住宅耐震診断者派遣事業

木造住宅の耐震化を図るため、平成21年度に木造住宅耐震診断者派遣事業を創設し、市内全域を対象とし、旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者等が、当該住宅の耐震診断を希望する場合に、耐震診断者等を派遣して耐震診断を実施しています。

##### ②木造住宅耐震改修支援事業

平成21年度に二本松市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱を施行し、上記①等による耐震診断の結果、耐震性が確保されていないことが確認された木造住宅を耐震改修する際に、費用の一部を補助する事業を行っています。

##### ③ブロック塀等の安全確保の推進

通学路や避難路沿道等に所在する、現行の安全基準を満たさないブロック塀の除却、改修を促進するため、ブロック塀の耐震診断、除却及び耐震改修に係る補助制度の創設を検討します。

##### ④現地建替に関する補助制度の検討

福島県木造住宅等耐震化支援事業の制度の見直しにより、避難路沿道等に位置する、耐震性が確保されていない木造住宅の「現地建替」についても補助対象となることから、上記住宅の現地建替に係る補助制度の創設について検討します。

#### (4) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

##### ① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店等が連携した体制の整備に努めます。

## ② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を、市の広報誌及びホームページ等に定期的に掲載し、市民の防災意識の向上に努めます。また、区長会議など、市が主催する各種会議等で積極的な広報に努めます。

## ③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力の向上を図るため、福島県が実施する講習会等への積極的な参加を促します。

## (5) 地震時の建築物の総合的な安全対策

### ① 事前の対策

近年の地震での被害状況から、屋根瓦、天井、外壁材、窓ガラスなどの非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀の安全対策、エレベーター内の閉じこめ防止対策などの重要性が指摘されています。

市では、これらの対策を推進し、地震被害に対する減災化を図るため、県と連携し、被害の発生するおそれがある建築物及び工作物を把握するとともに、所有者等に対し必要な情報を提供するなど、総合的な安全確保のための対策に努めます。

### ② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受入を行い、迅速な応急危険度判定を実施できる体制を執るなど必要な措置を講じます。また、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備について検討します。さらには、被災建築物復旧のための相談を総合的に受けられるよう、その体制整備について検討します。

## (6) 優先的に着手すべき建築物等の設定

### ① 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において、災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法に規定する特定建築物
- ・ 木造住宅

### ② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、福島県地域防災計画で指定されている緊急輸送路等の沿道及び、二本松市地域防災計画第2編第1部第4章、第5章に定める避難場所、避難所、避難路とします。

表7 地域防災計画で指定されている緊急輸送路線

種 別	路線名等	区 間	備 考	
緊急輸送路	県指定路線	国道4号	全線	第1次確保路線
		東北自動車道	全線	
		国道349号	全線	
		国道459号	国道349号～県道須賀川・二本松線	
		県道二本松・安達線	国道4号～須賀川・二本松線	
		県道須賀川・二本松線	二本松安達線～国道459号	
		金色区画街路25号線外2	二本松安達線～二本松土木事務所	
		主要地方道原町・二本松線	国道349号～市道交差点	第3次確保路線
		市道字町・五反田線	原町・二本松線～北消防署東出張所	
	市道芳池・つつじ山線	国道459号～北消防署岩代出張所		
	市指定路線	二本松市地域防災計画第2編第1部第5章第1節の1により選定される路線		第1次確保路線 第2次確保路線 第3次確保路線

表8 避難場所、避難所及び避難路

種 別	施設名等	
避難場所等	避難場所	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第2節の1に定める場所
	避難所	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第3節の1に定める施設
	避難路	二本松市地域防災計画第2編第1部第4章第4節の1により選定される路線及び住宅等から避難場所や避難所等に至る経路

## 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### (1) ハザードマップの作成・公表

市では、二本松市総合ハザードマップを作成し、指定緊急避難場所や指定避難所等の情報や、がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生するおそれがある土砂災害警戒区域や土砂災害警戒箇所等を周知し、防災意識の高揚に努めています。また、福島県の支援と協力により、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）の作成を検討します。

### (2) 相談体制の整備

建築物所有者等からの耐震診断及び耐震改修の相談や、耐震診断の申込窓口を建設部建築住宅課とし、相談体制の整備に努めます。なお、技術的な相談は福島県県北建設事務所建築住宅課や関係機関と連携して対応することとします。

### (3) パンフレットの作成とその活用

耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度等をまとめたパンフレット等を作成し、窓口に掲示するほか、広報誌への掲載、旧耐震基準の住宅に直接配るなどして住宅の耐震に係る情報を発信します。

また、建築物防災週間や違反建築物防止週間等の機会を捉え、集中的な普及啓発を図ります。

### (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

耐震改修が進まない大きな理由としては、耐震改修に要する相当な費用負担が挙げられますが、リフォームとあわせて耐震改修を行うことは、効率的であり負担軽減を図れることから、リフォームの相談窓口において、その有効性について積極的に情報を提供し誘導していくとともに、建築士や建設業者とも連携を図りながらリフォームに合わせた耐震改修への誘導に努めます。

### (5) 区長会等との連携

地震等による災害対策は、区長会（自治会、町内会等）や自主防災組織・消防団など、地域における住民が連携して取り組むことが重要です。また、一人暮らし高齢者や障がい者等、災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力を得なければ難しく、区長会等地域と行政との連携も重要です。

市は、各地域での防災講習会や行政区内における地震発生時の危険箇所等の点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めるとともに、災害弱者となりやすい世帯等の把握に努めます。

## 5 その他

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案しながら、見直しを実施することとします。